

食糧法の米穀出荷・販売事業者の遵守事項の概要

平成 2 2 年 3 月

農林水産省

1 米穀出荷・販売事業者の遵守事項について

- 米穀の需給及び価格の安定を図るためには、加工用米など用途限定された米穀が、定められた用途に適切に供されることが不可欠。
- このため、改正食糧法に基づき、用途が限定された米穀の用途外使用の禁止など、米穀出荷・販売事業者が遵守すべきルールを整備(平成22年4月施行)。

○ 用途限定米穀の取扱いに関するルール

加工用米などの用途が限定された米穀について、その定められた用途以外の使用及び販売の禁止、他の米穀との明確な区分管理などを義務付け

○ 食用不適米穀の取扱いに関するルール

食用不適米穀については、他の米穀に悪影響を与えないよう厳格な区分管理を義務付け、やむを得ず非食用として販売する場合は、食用転用防止措置を義務付け

○ コンプライアンス体制の確立

用途限定米穀及び食用不適米穀のルールに即して、米穀出荷・販売事業者の業務が適正に行われるよう、法令遵守のための研修、教育などを義務付け

2 米穀出荷・販売事業者とは

米穀出荷・販売事業者



加工・製造業者等であっても、米穀の販売を継続反復して行っている実態があれば、米穀の販売事業者となります。

3 用途限定米穀の取扱いに関するルール(その1)

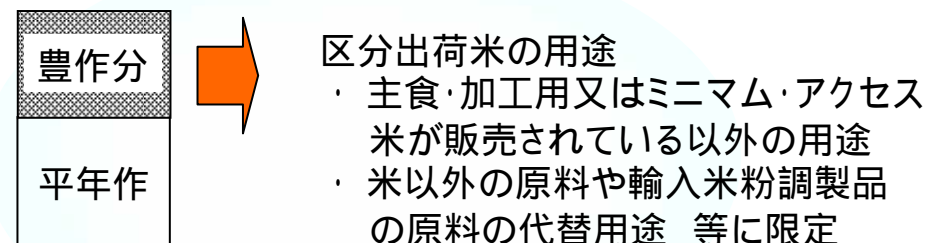
- 用途限定米穀とは、生産調整の枠組みの中で、特定の用途に仕向けられる米穀及び国及び機構^(注)が用途を限定して販売等した米穀

(注) 機構：米穀安定供給確保支援機構

○ 加工用米



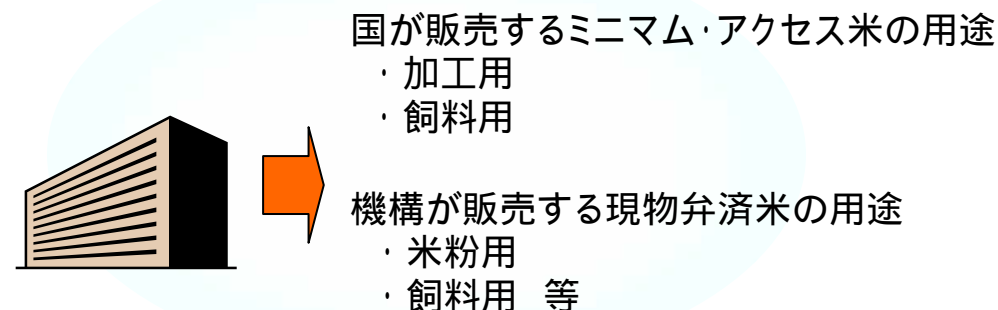
- 区分出荷米 (集荷円滑化対策により、豊作による過剰米を主食用等他の米穀と区分されたもの)



○ 新規需要米



- 国又は機構が、その用途を限定して販売した米



米粉用米など出荷に際して調製(ふるい)を経た後でなければ、当該用途に仕向けられるべき部分が特定できない場合には、特定された段階で用途限定米穀となります。

また、飼料用など出荷に際して調製を行わない場合は、収穫された段階でその米穀の全てが用途限定米穀となります。

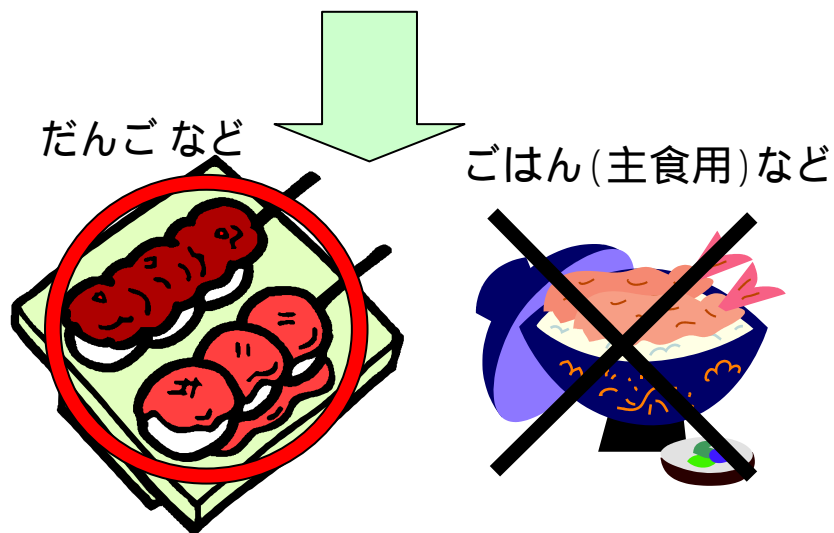
3 用途限定米穀の取扱いに関するルール(その2)

(1) 用途限定米穀の用途外使用の禁止

用途限定米穀は、その定められた用途以外に使用し、又は使用する目的で出荷・販売してはならない。(省令第2条)

例えば…

加工用米



(2) 用途限定米穀の保管中の措置

用途ごとに別棟又は別はいで保管し、用途が明らかとなるよう「はい票せん」による掲示を行うこと。(省令第3条)

用途限定米穀



はい票せんを掲示

【はい票せんの例】

用途：加工用米

種類	年産	産地	銘柄等	級	包装	量目
水稻うるち	21	〇〇	コシヒカリ	3	カミ	30kg
年月日	摘要		受入	払出	在庫	
21.10.10	JA		50		50	
21.10.15	JA		50		100	

3 用途限定米穀の取扱いに関するルール(その3)

(3) 用途限定米穀の販売時の措置

包装等に用途を示す表示をすること。
(省令第4条第1項第1号、同条第2項)

・加工用の米穀

〔清酒等酒類、加工米飯、
みそ等調味料、上新粉
等粉類、米菓など〕



・小麦粉等の代替の
米粉用の米穀



・飼料用の米穀



・その他

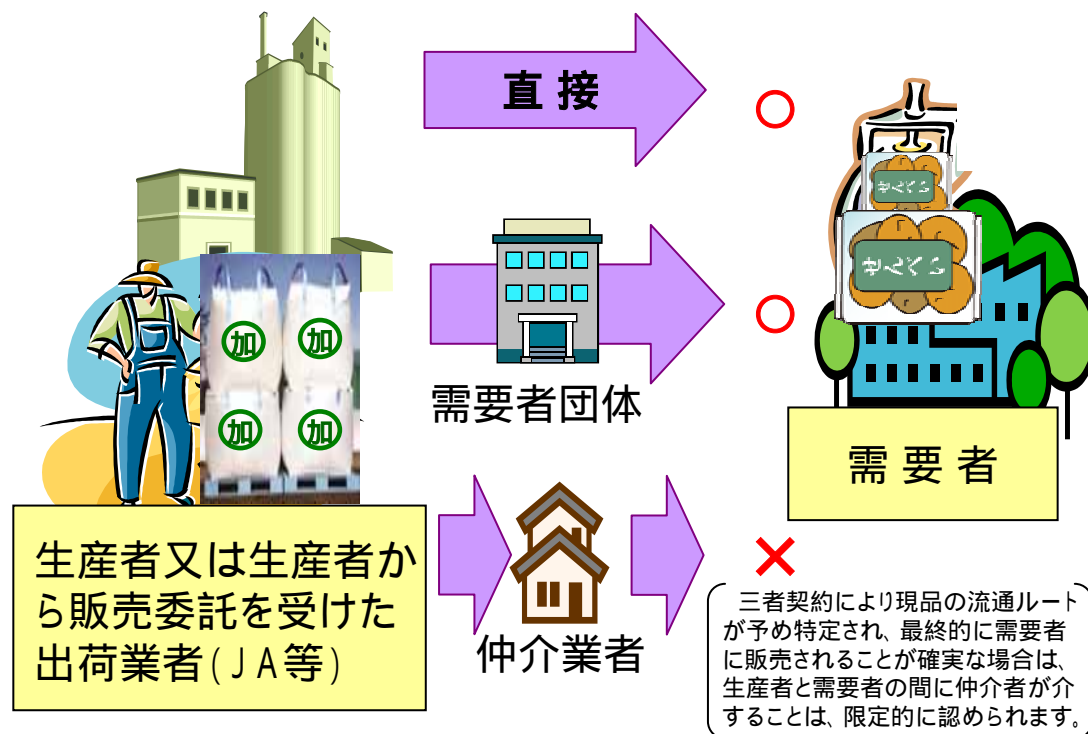
「輸出用」等その用途
が明確に分かる表示

・表示の大きさは、
外円直径30～40mm、
肉幅2～5mm、肉色は、
青色又は緑色。

・包装、容器等の見やす
い箇所への印刷、押印、
シールの貼付その他の
方法により、鮮明に表示。

定められた用途に確実に使用すると確認できた事
業者に直接、又は需要者団体を通じて販売すること。
(省令第4条第1項第2号)

需要者団体とは、用途限定米穀の需要者の組織する団体であって、その
構成員である需要者のために米穀の購買に関する共同事業を行う団体をい
います。



用途を示す表示については、本施行日(平成22年4月1日)以前に出荷又は販売された用途限定米穀
については、適用しない旨の経過措置(省令附則第2条)が設けられています。

3 用途限定米穀の取扱いに関するルール(その4)

定められた用途に確実に使用されるよう、契約で措置すること。(省令第4条第1項第3号)

- ・ 定められた用途に確実に使用する旨の誓約書を提出させること
- ・ 契約書に他用途転用禁止、契約に違反した場合の違約金条項を明記すること

加工用米の販売に関する契約書(例)

⋮

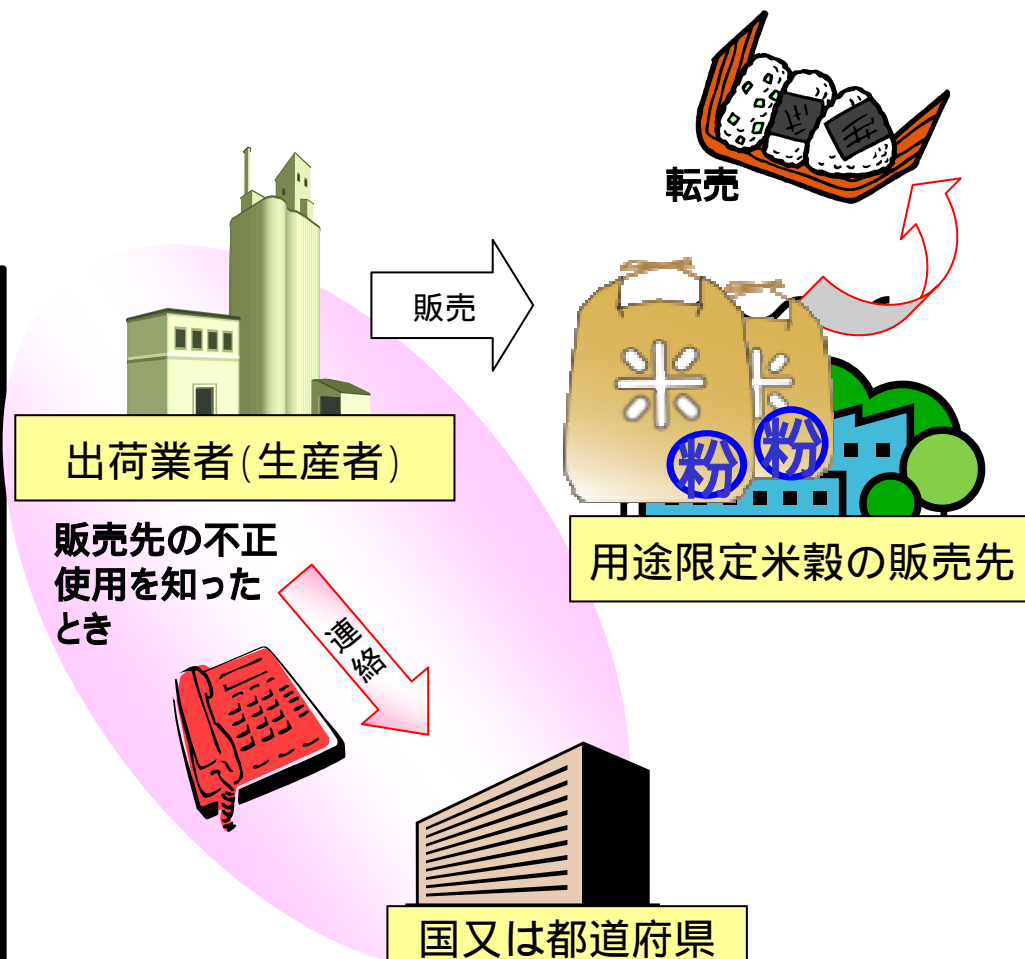
第○条 乙は、引渡しを受けた加工用米のすべてを、○○用として使用するものとする。

第○条 万一、乙が本契約に違反し、○○用途以外の用途に使用・販売した事実が確認された場合、甲に対して、購入金額に150/100を乗じた違約金を支払うものとする。

⋮

(4) 関係機関への連絡

- 自ら出荷・販売した用途限定米穀の不正使用を知ったときは、速やかに関係機関(地方農政局又は都道府県)に連絡すること。(省令第5条)



4 食用不適米穀の取扱いに関するルール(その1)

- 食用不適米穀とは、食品衛生法(昭和22年法律 第233号)の規定により、販売等をしてはならないこととされている米穀。

例えば

- ・ カビが付着した米穀
- ・ 重金属の基準値を超えた米穀
- ・ 残留農薬基準値を超えた米穀

など

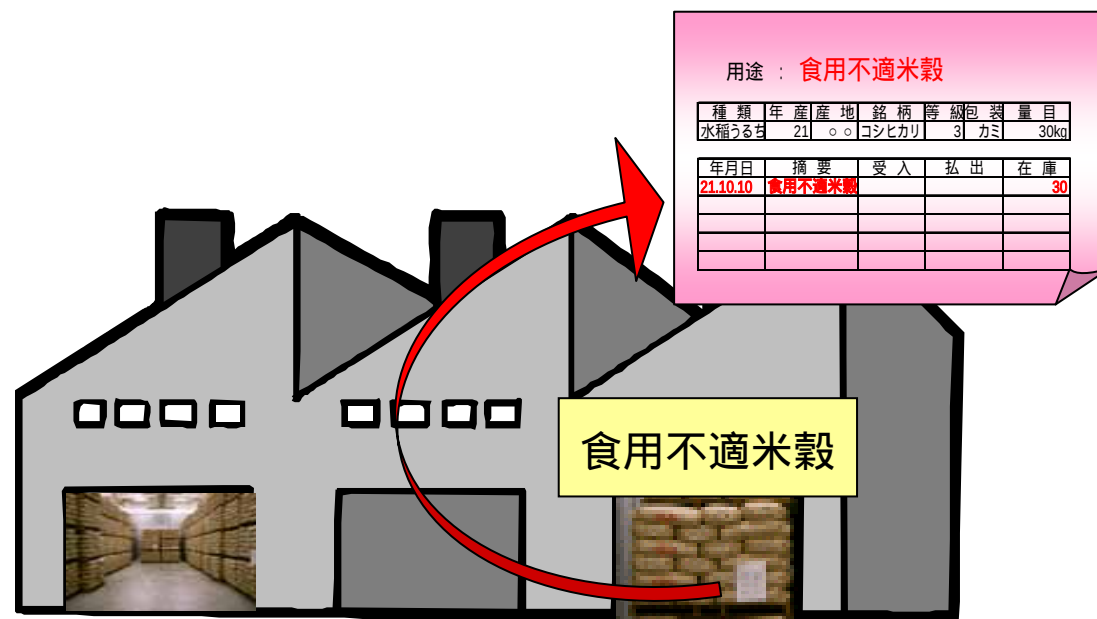
農薬名	基準値 (ppm)
⋮	0.05
⋮	0.01
アニロホス	0.02
アバメクチン	N.D.
アルジカルブ	0.02
アルドリリン及びディルドリン	
イソウロン	
⋮	

食用不適米穀に該当するかどうかの判断は、一義的には事業者自らが判断することとなります(具体的には、直ちに保健所等に確認するのではなく、必要に応じて事業者自らが登録検査機関に検査を依頼することとなります)。

4 食用不適米穀の取扱いに関するルール(その2)

(1) 食用不適米穀の保管時の措置

- 食用不適米穀であることが判明した場合、食品としての安全性を欠くものの流通を防止するため、直ちに、他の米穀とは、別棟等で明確に区分管理し、食用不適米穀であることが明らかとなるよう、「はい票せん」による掲示を行うこと。(省令第6条)



販売済の米穀が食用不適米穀であると判明した場合、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」を参考に都道府県等が営業施設の衛生管理上の措置を定めた条例等に則して、回収、その他必要な措置を講じることとなります。

別棟での管理が困難な場合には、他の米穀と混同をせず、他の米穀の品質に悪影響を及ぼさないよう、明確に区分し、かびの胞子の拡散防止のための被覆するなど拡散防止措置（ロープや仕切り等により周囲と明確に区分するなど）が必要となります。

4 食用不適米穀の取扱いに関するルール(その3)

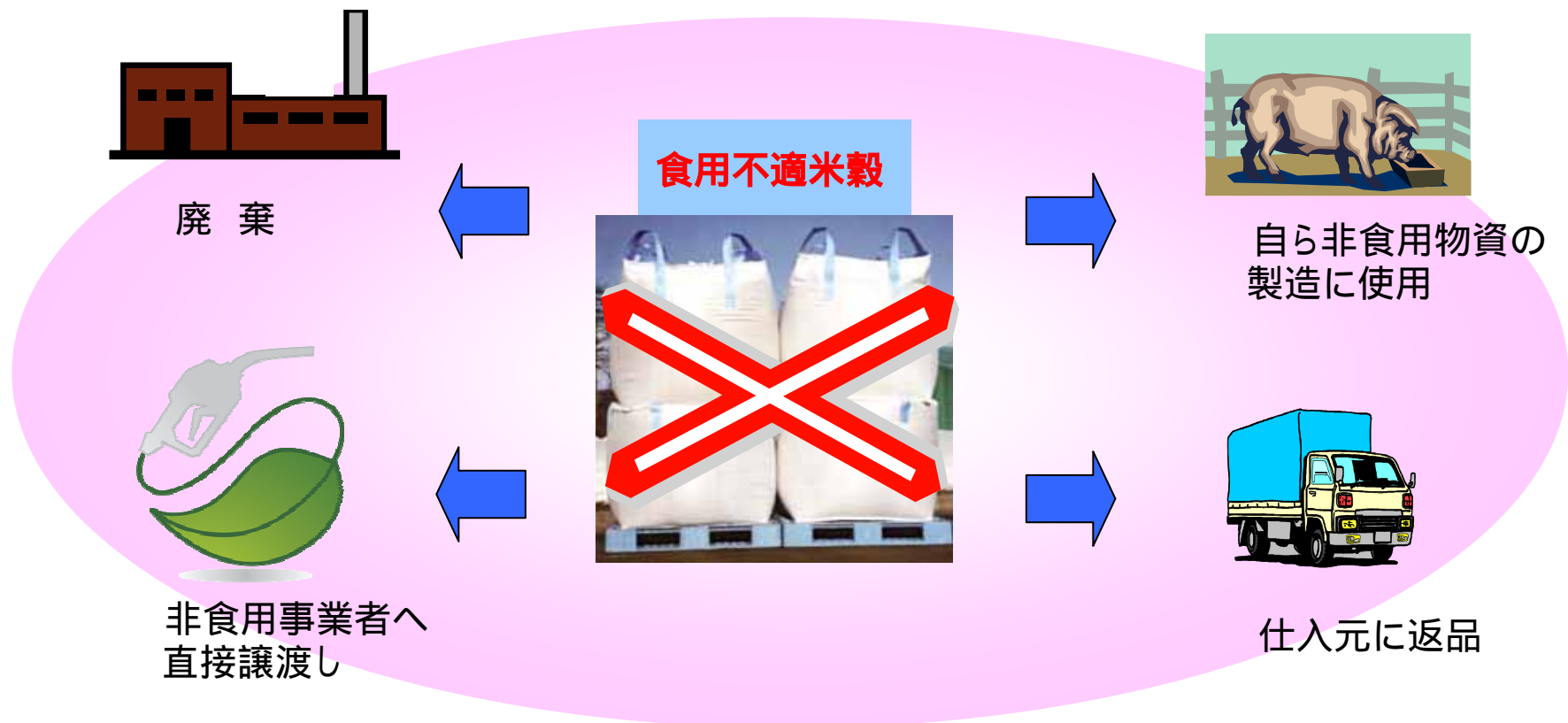
(2) 食用不適米穀の処分

食用不適米穀の処分は、次のいずれかの方法による。(省令第7条)

廃棄

関係法令による規制にも留意し、非食用(飼料用、バイオ燃料用等)として確実に使用すると確認できた事業者へ直接譲渡

自ら食用に供しない物資の製造を行っている場合、関係法令による規制にも留意し、当該用途に自ら使用
仕入元に責任がある場合、返品



4 食用不適米穀の取扱いに関するルール(その4)

(3) 食用不適米穀の譲渡時の措置

食用不適米穀を譲渡する場合((2)の)、次の措置を実施。(省令第8条)

保管中は、引き続き(1)の厳格な区分措置等を実施する。

食用転用防止措置を実施する。

譲渡先と食用転用禁止等の契約を定める。

譲渡先の食用不適米穀の使用状況を適宜確認する。

食用転用防止措置

- ・ 魚粉(食用以外)と混合する
- ・ 着色する
- ・ 原料投入口での原料投入を確認する(製造ライン内で原料の取り出しができない工場に限る)

原料の投入確認を行った場合、 の譲渡先の使用状況の確認義務も同時に果たしたと見なすことが可能。



食用不適米穀



食用不適米穀の使用状況を確認

〔 定期的に継続販売する場合は、月ごとに、
不定期で販売する場合は、そのロットごとに確認 〕

契約等の措置

- ・ 非食用として確実に使用する旨の誓約書を提出すること
- ・ 食用への転用禁止、契約に違反した場合の違約金条項、譲渡先の食用不適米穀の使用状況調査への協力を契約書に明記すること

食用不適米穀を飼料用と使用する場合、「食用不適穀類等の飼料転用に当たっての安全確認の手続きについて」(平成21年3月18日付け20消安第11157号農林水産省消費・安全局長通知)に従って、使用することが必要となります。

4 食用不適米穀の取扱いに関するルール(その5)

(4) 食用不適米穀を原料とする物資の製造時の措置

食用不適米穀を原料とする物資の製造を行う場合((2)の)、次の措置を実施。(省令第9条)

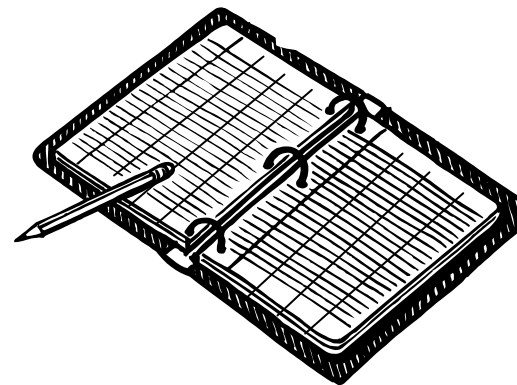
保管中は、引き続き(1)の厳格な区分措置等を実施する。

食用不適米穀を原料とする物資の製造・販売に関する記録を作成し、保存する。



食用不適米穀

非食用物資の製造



食用不適米穀を飼料用と使用する場合、「食用不適穀類等の飼料転用に当たっての安全確認の手続きについて」
(平成21年3月18日付け20消安第11157号農林水産省消費・安全局長通知)に従って、使用することが必要となります。

5 コンプライアンス体制の確立等

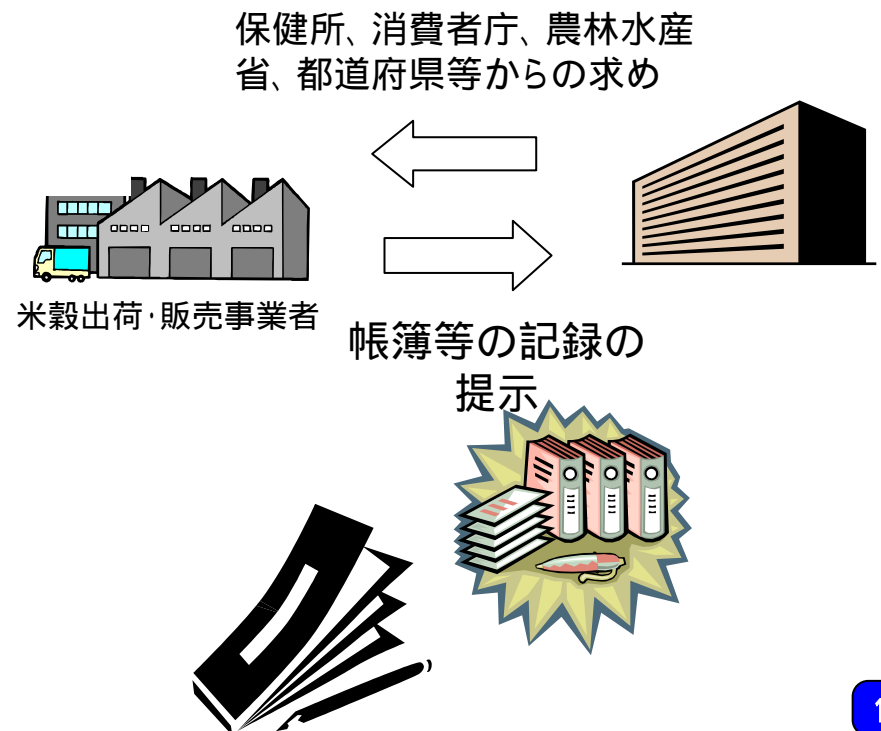
- 用途限定米穀及び食用不適米穀の取扱いルールに基づく適正な業務の運営が確保されるよう次の措置を実施。(省令第10条)

食糧法、食品衛生法、米トレーサビリティ法等の関係法令が遵守され、米穀の食品としての品質管理適切に行われることとなるよう、必要な研修、教育を行うこと。

〔 関係法令の内容についての知識を従業員に修得させたり、法令遵守について従業員の意識啓発を行うことが必要となります。 〕

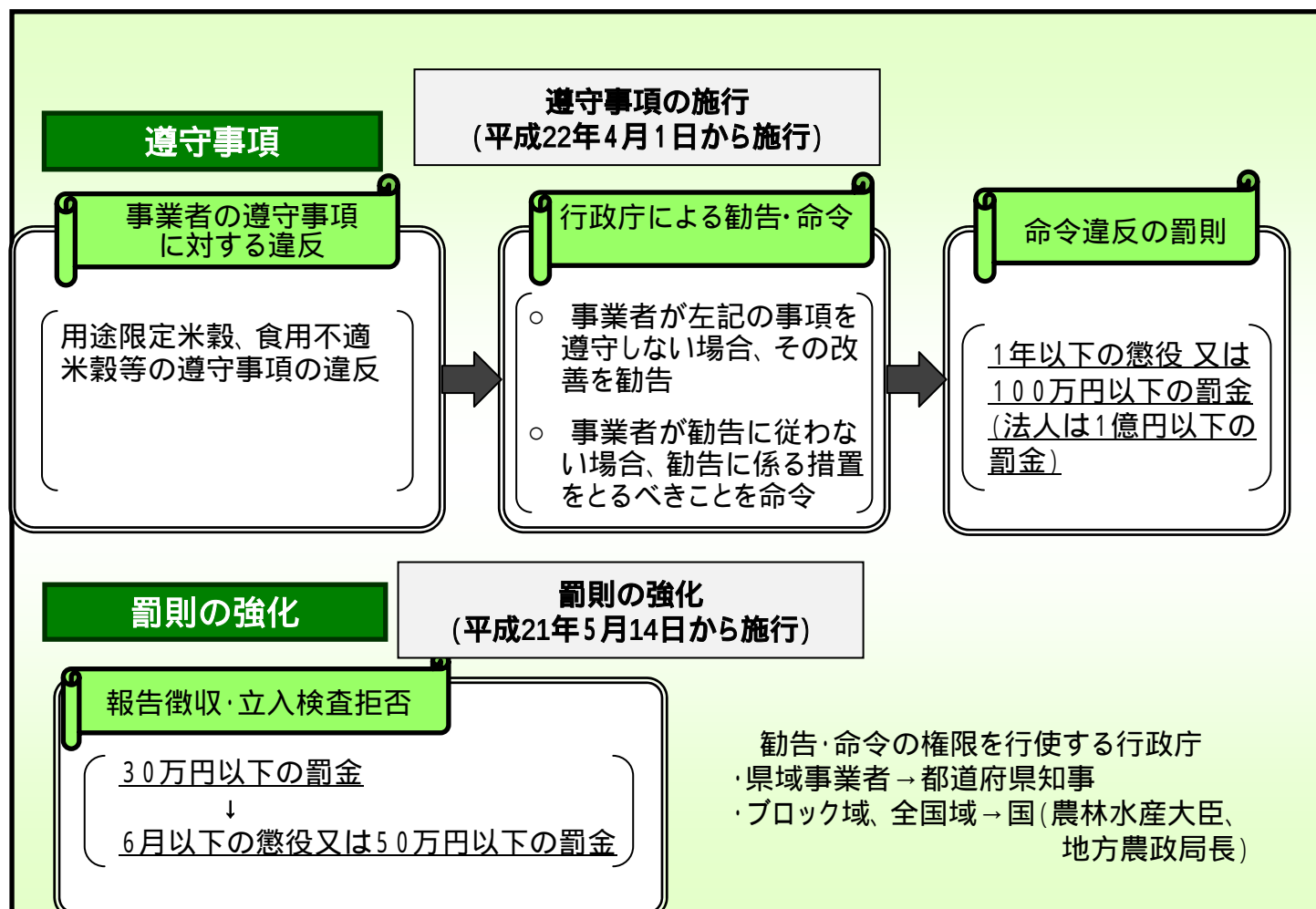
米トレーサビリティ法に基づき、適切な記録の作成及び整理・保存を行い(平成22年10月施行)、問題事案が発生した場合には、関係機関の求めに応じて、同法に基づく記録を速やかに提出すること。

食糧法の米穀出荷・販売事業者
の遵守事項とは
加工用米



6 遵守事項の実効を担保するための措置等

- 遵守事項に違反している米穀の出荷・販売事業者に対しては、期間を定め、その業務の方法を改善すべきことを勧告。
- 勧告を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わないときは、期間を定め、勧告に係る措置をとるべきことを命令。



食糧法（抜粋）

（報告及び立入検査）

第五十二条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構若しくはセンターその他業として主要食糧の出荷、販売、輸入、加工若しくは製造を行う者に対し、その業務若しくは資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、営業所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

改正食糧法遵守事項関連 Q & A

平成 22 年 3 月

農林水産省

<対象事業者について>

（問１）食糧法上の届出義務のない米穀の出荷販売事業者も遵守事項を遵守しなければいけませんか。

（答）

届出義務があるか否かにかかわらず、米穀の出荷又は販売の事業を行っていれば、生産者も含め、遵守事項を遵守する必要があります。

（問２）米穀粉などの加工・製造・販売を行う事業者は、遵守事項を遵守しなければいけませんか。

（答）

米穀粉などの加工・製造・販売は、米穀の出荷又は販売の事業ではないため、基本的に対象外となります。

ただし、米穀粉などの加工・製造・販売を行う事業者であっても、これらの事業と併せて米穀の販売を継続・反復して行っている場合などには、出荷販売事業者として遵守事項を遵守する必要があります。

<用途限定米穀について>

（問３）主食用として生産した米を加工用原料として販売する場合、この米は、用途限定米穀となりますか。

（答）

用途限定米穀は、政府又は米穀安定供給確保支援機構（以下「機構」という。）が用途を限定する旨の条件を付して販売等を行った米穀のほか、生産調整方針に従って用途を限定して生産又は出荷された加工用米、新規需要米（米粉用米、飼料用米等）などが該当します。

したがって、生産段階から特定の用途に限定するものとして生産されていないお米（主食用米や生産数量目標の範囲内で生産される醸造用米）を加工用原料として販売する場合でも、用途限定米穀とはなりません。

（問４）用途限定米穀は、あらかじめ農林水産大臣の承認を受ければ、他の用途に販売することができるのでしょうか。

（答）

用途変更が認められ、他の用途で販売することができる場合としては、米粉用米の取引先が急に倒産して、かつ、同種の事業者の販売することが不可能であるなど極めて例外的な場合が考えられます。（その他、問12参照）

なお、他の用途に販売することが認められる場合でも、主食用への転用は認められません。

（問５）加工用米であって更に用途が細分化された「米菓用」や「酒造用」等の用途を変更する場合も、農林水産大臣の承認が必要なのでしょうか。

（答）

用途限定米穀は、政府又は機構が用途を限定する旨の条件を付して販売等を行った米穀のほか、生産調整方針に従って用途を限定して生産又は出荷された加工用米、新規需要米などが該当します。

加工用米について、酒・みそ・米穀粉・菓子などの具体的な使途については、生産調整方針に定められているものではないことから、取引当事者間の契約で規定されていたとしても、この使途の変更については、加工用米の用途内であれば、遵守事項省令第２条に規定する農林水産大臣の承認は必要ありません。

ただし、用途限定米穀に係る契約の相手方である政府、出荷団体等の合意なく無断で当該使途を変更した場合は、契約違反となり、違約金が課せられることもあります。

（問６）農協等の出荷事業者の販売委託している生産者は、用途を示す表示は、どの時点ですればよいのでしょうか。

（答）

米穀の出荷販売事業者が用途限定米穀の保管を行う場合は、用途ごとに別棟又は別はいとして区分した上で、その用途が明らかとなるよう、はい票せんによる掲示を行う必要があります。

また、用途限定米穀の販売を行う場合は、その包装等に表示を行う必要があります。これについては、生産者が用途限定米穀の販売を農協等に委託している場合は、販売委託された農協等が販売を行う際に表示を行うことで問題ありませんが、生産者が販売委託する際にすでに用途限定米穀として特定されている場合などは、出荷契約等に基づき、あらかじめ生産者が表示することもあり得ます。

（問７）用途限定米穀を変形加工等した場合、用途を示す表示を付すのですか。また、変形加工を委託した場合、受託した変形加工業者に表示義務はあるのでしょうか。

（答）

用途限定米穀を米穀の出荷販売事業者がとう精や変形加工する場合も、当該米穀の製品（精米、砕米等）の保管に際しては、用途ごとに別棟又は別はいとして区分した上で、その用途が明らかとなるよう、はい票せんによる掲示を行う必要があります。また、当該米穀の製品の販売を行う場合は、引き続きその包装等に用途を示す表示を付さなければなりません。

なお、とう精業務等を委託した場合には、委託を受けた者に用途限定米穀として適切な保管をさせるとともに、遵守事項が適切に履行されるよう契約により表示を付させることを措置するなど、実際に用途限定米穀の販売を行う米穀の出荷販売事業者が責任を持って行う必要があります。

（問８）自ら生産した飼料用米を自ら使用する場合、用途を示す表示等、用途限定米穀の取扱いについて、どのようなことをすればよいのでしょうか。

（答）

自ら生産した飼料用米を自ら使用する場合には、販売時の用途を示す表示や販売先との契約は当然不要ですが、保管している間は、別はいにしていはい票せんを掲示するなどの明確な区分管理が必要となります。

また、国や都道府県が行う、生産された飼料用米の適正使用の確認のためにも、飼料用米の生産及びその使用に関する記録を記帳していただくことが必要となります。

（問９）２１年産米から表示しなければならないのでしょうか。

（答）

改正食糧法の施行期日は、平成２２年４月１日ですが、施行日以前に出荷又は販売された用途限定米穀については、用途を示す表示を付すことについては適用しない旨の経過措置を設けているところです。

したがって、平成２２年３月３１日までに生産者が販売又は農協等に出荷している用途限定米穀について、平成２２年４月１日以降に農協等が需要者に販売する場合は、法令上の義務はありません。

ただし、表示がない場合には、販売し難い等の取引上のリスク、デメリットも考えられますので、極力表示をしていただくようお願いします。

(問10) 加工用米や新規需要米は、どの時点で用途限定米穀となりますか。

(答)

他用途の米穀と乾燥、調製を区分して行うことを前提としてほ場を特定して生産される加工用米、米粉用米等については、当該用途に仕向けられるべき部分が生産段階で特定されているので、ふるい下米を含め収穫されたものすべてが用途限定米穀となります。

また、飼料用米も調製（ふるい）せずに当該用途に用いられますので、同様に収穫されたものすべてが用途限定米穀となります。

一方、ほ場を特定するものの他用途の米穀と乾燥、調製を一括して行う場合やほ場を特定せずに生産される加工用米・米粉用米等もあり得ますが、これについては、調製（ふるい）を経た後でなければ、当該用途に仕向けられるべき部分が特定できない場合には、農協等の出荷業者に出荷し、調製（ふるい）を経て、当該用途に仕向けられるべき部分が特定された段階から、用途限定米穀となります。

(問11) ふるい下米は用途限定米穀になりますか。

(答)

1 用途限定米穀は、政府又は機構が用途を限定する旨の条件を付して販売等を行った米穀のほか、生産調整方針に従って用途を限定して生産又は出荷された加工用米や新規需要米などが該当します。

したがって、主食用米は、ふるい下米も含め、用途限定米穀とはなりません。

2 他用途の米穀と乾燥、調製を区分して行うことを前提としてほ場を特定して生産される加工用米、米粉用米等については、当該用途に仕向けられるべき部分が生産段階で特定されているので、ふるい下米を含め収穫されたものすべてが用途限定米穀となります。

また、飼料用米も調製（ふるい）せずに当該用途に用いられますので、同様に収穫されたものすべてが用途限定米穀となります。

一方、ほ場を特定するものの他用途の米穀と乾燥、調製を一括して行う場合やほ場を特定せずに生産される加工用米・米粉用米等もあり得ますが、これについては、調製（ふるい）を経た後でなければ、当該用途に仕向けられるべき部分が特定できない場合には、農協等の出荷業者に出荷し、調製（ふるい）を経て、当該用途に仕向けられるべき部分が特定された段階から、用途限定米穀となります。

- 3 したがって、他用途の米穀と乾燥、調製を区分して行うことを前提としてほ場を特定して生産された加工用米、米粉用米等のふるい下米も、用途限定米穀として、取り扱わなければなりません。

また、ほ場を特定するものの他用途の米穀と乾燥、調製を一括して行う場合やほ場を特定せずに生産される加工用米、米粉用米等の場合には、当該用途に仕向けられるべき部分として特定されないふるい下米は、食糧法上は、用途限定米穀には当たりません。

ただし、新規需要米については、米穀の新用途への利用の促進に関する法律に基づく「米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針」等において、当該米穀が主食用として流通することがないよう、主食用との区分管理、ふるい下米の管理等を適切に行うこととしていることに留意してください。

(問12) 変形加工やとう精した際に生じる微細米や色選ではじかれた米は、どのように扱われるのでしょうか。

(答)

- 1 用途限定米穀は、政府又は機構が用途を限定する旨の条件を付して販売等を行った米穀のほか、生産調整方針に従って用途を限定して生産又は出荷された加工用米や新規需要用米などが該当します。

したがって、主食用米のとう精等を行った際に生じる微細米や色選ではじかれた米等のいわゆる副産物は、そもそも用途限定米穀でなかったため、これは用途限定米穀とはなりません。

- 2 一方、加工用米等の用途限定米穀については、定められた用途に使用され、用途ごとの適正な流通を確保するとともに、主食用米の需給の安定を図るため、定められた用途以外への使用を禁止しているという趣旨に照らしても、用途限定米穀を出荷販売事業者又は実需者が変形加工、とう精等を行った場合の副産物については、米穀（もみ、玄米、精米、碎米等）である以上、用途限定米穀であり、その取扱いについては、遵守事項を遵守しなければなりません。

- 3 なお、用途限定米穀を出荷販売事業者又は実需者が変形加工、とう精等を行って微細米や色選ではじかれた米のいわゆる副産物が発生した場合であって、これが当該用途に使用できないことが明らかな場合は、農林水産大臣等の承認を受け、他の用途に使用することができる場合もあります。

承認の考え方については、当初の用途に使用できないことが客観的に明らかな副産物であっても、そのすべてが承認の対象となるのではなく、承認後、当該副産物を主食用以外の別の用途に仕向けられることを前提として、新たな用途に使用しようとする者と出荷販売事業者や実需者等の連名によって、承認申請をしていただくこととなります。

したがって、承認された場合でも、承認を受けた者以外に当該副産物を使用させることは認められず、出荷販売事業者又は実需者等から承認申請を行った新たな用途に使用する者に直接販売することが必要です。

また、承認によって新たに認められる用途も無制限ではなく、主食用に使用されることが承認されないのは当然であり、更に、用途別の価格差等を考慮し、例えば、米粉用米から発生した副産物については、飼料用やバイオエタノール用等によりのみ使用が承認されることとなります。

(問13) 用途限定米穀を販売するときは、需要者団体のほか、その用途に確実に供すると認められる事業者に対し直接販売することとされていますが、「その用途に確実に供すると認められた」と判断するためには、どのような確認が必要となるのでしょうか。

(答)

販売先の使用用途、販売先が必要な加工・製造施設を有していることなどにより、定められた用途に確実に使用できることを確認することが必要となります。

需要者自らが加工・製造施設等を有していない場合も考えられますが、その場合には、当該需要者から加工等の委託を受けた者がおり、その者が当該加工等に当該米穀を仕向けることが委託契約で明確化されており、かつ、当該委託先が必要な加工・製造施設を有していることなどにより、定められた用途に確実に使用できることを確認することが必要となります。

(問14) 用途限定米穀を販売するときは、定められた用途に確実に使用すると確認できた事業者に直接販売することとされていますが、仲介業者を介した取引はすべてできないのですか。

(答)

用途限定米穀については、流通ルートの透明性を確保して横流れ防止を徹底するため、需要者に直接販売することとしており、仲介業者を介した取引は、

生産者が出荷業者に委託して、需要者に販売する場合

生産者等（販売委託を受けた出荷業者を含む）と需要者の販売契約に第三者が介在しつつも、契約により現品の流通ルートがあらかじめ特定されており、最終的に需要者に販売されることが確実な場合（生産者等、仲介業者、需要者間のいわゆる三者契約）

といった場合に限定して認められます。

（問15）用途限定米穀を運送する際に、他の用途の米穀と混載することは可能でしょうか。

（答）

用途限定米穀を他の用途の米穀と混載する場合には、遵守事項に定められた用途を示す表示を包装等に付すことが望ましいが、少なくとも運送後の用途限定米穀の保管が他の用途の米穀と的確に区分保管（別棟又は別はい）できるようにする必要がありますため、パレット等で他の用途の米穀と明確に区分して運送するようお願いします。

なお、運送後の適正な保管、販売等を確保する観点から、用途限定米穀を他の用途の米穀と同一のフレコンで混載することはできません。

< 食用不適米穀について >

（問16）食用不適米穀とは、どのようなものをいうのでしょうか。

（答）

食用不適米穀とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により、販売等をしてはならないとされている米穀であり、例えば残留農薬基準値を超えた米穀、カドミウム等重金属の基準値を超えた米穀、カビが付着した米穀などをいいます。

（問17）食用不適米穀を廃棄する場合は、事業者自ら廃棄する必要があるのでしょうか。

（答）

- 1 食用不適米穀を廃棄する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）などの法令に基づき、当該事業者の責任において、自ら又は廃棄物処理業者等に委託するなどして、確実に処理する必要があります。
- 2 また、その際には、米トレサ法に基づき廃棄の記録を作成・保存しておくとともに、当該廃棄物の処理を委託した場合には、委託契約書等の証拠書類も合わせて保存していただくようお願いします。

(問18) 食用不適米穀を飼料用に販売又は使用する場合、どのような法令に基づいて行えばよいのでしょうか。

(答)

飼料については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)その他の関係法令がありますが、具体的な手続きは、「食用不適穀類等の飼料転用に当たっての安全確認手続について」(平成21年3月18日付け20消安第11157号農林水産省消費・安全局長通知)に規定されていますのでご参照ください。

(問19) 食用不適米穀の譲渡先に対して、その使用状況を確認することとされていますが、どのように確認すればよいのでしょうか。

(答)

食用不適米穀の譲渡先の使用状況の確認については、食用不適米穀が確実に非食用として処分されていることを確認するため、当該米穀を譲渡した出荷販売事業者が、譲渡先との契約において食用不適米穀の使用状況への調査協力事項を措置した上で行います。

確認は、可能な限りロットごとに行い、その使用状況を帳簿や製品在庫等によって、出荷販売業者が自ら行うか、出荷販売事業者、譲渡先又は両者が共同で検査機関等に委託して行う必要があります。

また、当該確認については、合理的な範囲で定期的に行うことが必要です。

<コンプライアンス>

(問20) 米穀の出荷・販売に関するコンプライアンス体制の確立に当たっては、国がまず研修会等を開催し、具体的な内容を示すべきではないでしょうか。

(答)

- 1 国としては、本制度が円滑に施行されるよう、説明会の開催やQ & A集、パンフレット等の作成・配布等により、積極的に制度の普及・周知に努めていく考えです。
- 2 また、関係法令等の啓発資材については、当省ホームページにも掲載しておりますので、適宜ご活用下さい。

(問21) 家族経営や個人経営の場合、どのように研修や教育をすればよいのでしょうか。

(答)

お尋ねのようなケースについては、まずは、食糧法の遵守事項のパンフレットや米トレーサビリティ法のパンフレットを通じて、制度への理解を深めていただきたいと思います。

<その他>

(問22) 遵守事項に違反した場合、直ちに罰則が適用されるのでしょうか。

(答)

- 1 米穀の出荷販売事業者が遵守事項に違反した場合は、期限を定め、その業務の方法を改善すべきことを勧告することがあります。
- 2 また、勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その者に対し期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することとなります。
- 3 さらに、この命令に違反した者に対しては、罰則が適用されることがあります。
(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金))

(問23) 勧告を行う場合の基準はあるのでしょうか。また、違反した事業者の氏名等は公表されるのでしょうか。

(答)

- 1 遵守事項に違反している米穀の出荷販売事業者に対しては、勧告を行うとともに、違反した事業者の氏名等を公表することとしています。
- 2 具体的な公表事項は、原則として、
違反した事業者の氏名又は名称及び住所
違反事実
勧告の内容
を公表することとしています。

3 ただし、

遵守事項違反が常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、違反した事業者が直ちに改善方策を講じている場合

事業者が行政庁による調査着手を認識する前に行政庁に対し自発的に違反の全容を申告した場合（米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令第2条又は第7条の規定に違反したときを除く。）であって、直ちに改善方策を講じているとき（過去にも同様の違反歴がない場合に限る。）

は、業務の改善、再発防止の徹底その他の必要な事項を指導します。（ただし、に該当し指導によることが適当でないと認める場合には勧告を行います。）

○農林水産省令第六十三号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第七条の二の規定に基づき、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令を次のように定める。

平成二十一年十一月五日

農林水産大臣 赤松 広隆

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 用途限定米穀（第二条―第五条）

第三章 食用不適米穀（第六条―第九条）

第四章 関係法令の遵守のための体制整備（第十条）

附則

第一章 総則

(定義)

第一条 この省令において「用途限定米穀」とは、次に掲げる米穀（食用不適米穀を除く。）をいう。

一 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の認定に係る生産調整方針に従って、用途を限定して生産され、若しくは出荷され、又は出荷後に用途を限定するため区分された米穀（天候その他の自然的条件の変化により同条第二項第一号の生産数量目標を上回って生産された数量の米穀であつて、用途を限定して出荷され、又は出荷後に用途を限定するため区分されたものを含み、政府又は法第八条第一項に規定する米穀安定供給確保支援機構（次号において「機構」という。）が保有するものを除く。）

二 政府又は機構が、その用途を限定する旨の条件を付して売り渡し、交付し、貸し付け、又は交換した米穀

2 この省令において「食用不適米穀」とは、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の規定により、販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。）、又は販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。）の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調

理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならないこととされている米穀をいう。

第二章 用途限定米穀

（用途限定米穀の用途外使用等の禁止）

第二条 米穀の出荷又は販売の事業を行う者（以下「出荷販売事業者」という。）は、用途限定米穀を、その定められた用途以外の用途に供し、又は供する目的で出荷し、若しくは販売してはならない。ただし、あらかじめ農林水産大臣（出荷販売事業者であつて、その主たる事務所並びに販売所、事業所及び倉庫が一の地方農政局の管轄区域内のみにあるものにあつては、当該地方農政局の長）の承認を受けて、定められた用途以外の用途に供し、又は供する目的で出荷し、若しくは販売する場合は、この限りでない。

（用途限定米穀の保管時に講ずべき措置）

第三条 出荷販売事業者は、用途限定米穀を保管するときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 他の用途に供する米穀と区分し、別棟で又は別にはい付け（包装し、又は容器（フレキシブルコンテナバッグその他の運搬具を含む。次条第一項第一号において同じ。）に入れた米穀を整然と積み上げることをいう。以下同じ。）をして保管すること。ただし、繁忙期において倉庫の収容能力が不足する場

合その他のやむを得ない事情がある場合にあつては、他の用途に供する米穀とともにはい付けをして保管することができる。

二 その用途が明らかとなるよう、票せんによる掲示を行うこと。この場合において、前号ただし書の規定により他の用途に供する米穀とともにはい付けをして保管するときは、パレットその他の物で他の用途に供する米穀と明確に区分し、用途ごとにそれぞれ異なる票せんによる掲示を行うこと。

（用途限定米穀の販売時に講ずべき措置）

第四条 出荷販売事業者は、用途限定米穀を販売するときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 その包装又は容器（販売先における保管施設の状況その他のやむを得ない事情により、包装又は容器を用いずに販売する場合にあつては、送り状）に、その用途を示す表示を付すこと。

二 その用途に確実に供すると認められる事業者に対し、直接に又は当該事業者を構成員とする事業者団体を通じて、販売すること。

三 当該用途限定米穀の販売先との契約において、次に掲げる事項を定めること。

イ 他の用途への転用の禁止

ロ 違約金その他の契約の履行を担保する措置

2 前項第一号の表示は、次に定めるところにより行つものとする。

一 第一条第一項第一号に掲げる米穀（天候その他の自然的条件の変化により法第五条第二項第一号の生産数量目標を上回つて生産された数量の米穀であつて、用途を限定して出荷され、又は出荷後に用途を限定するため区分されたものを除く。）にあつては、その用途に応じて、別記様式に定めるところにより表示すること。

二 前号に規定する米穀以外の用途限定米穀にあつては、その用途に応じて、同号の規定に準じて表示すること。

（国又は都道府県の関係機関への報告）

第五条 出荷販売事業者は、その出荷し、又は販売した用途限定米穀について、定められた用途以外の用途に供され、又は供される目的で出荷され、若しくは販売されたことを知ったときは、速やかに、国又は都道府県の関係機関に対し、その旨を報告しなければならない。ただし、当該関係機関が既にその事実を知っているときは、この限りでない。

第三章 食用不適米穀

（食用不適米穀の保管時に講ずべき措置）

第六条 出荷販売事業者は、その保有する米穀が食用不適米穀であることが判明したときは、直ちに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 他の米穀と区分し、別棟で保管すること。別棟で保管することが困難な場合には、当該食用不適米穀が他の米穀と混合するおそれがないよう、他の米穀と明確に区分して保管するとともに、他の米穀の品質に悪影響を及ぼさないよう、かびの胞子の拡散を防止するために当該食用不適米穀を被覆することその他の必要な措置を講ずること。

二 食用不適米穀であることが明らかとなるよう、票せんによる掲示を行うこと。

（食用不適米穀の処分）

第七条 出荷販売事業者は、食用不適米穀を次のいずれかの方法により処分しなければならない。

一 廃棄すること。

二 関係法令による規制にも留意しつつ、食用以外の用途に確実に供すると認められる事業者に対し、直

接に譲渡しをすること。

三 自ら食用に供しない物資の加工又は製造の事業を行っている場合において、関係法令による規制にも留意しつつ、当該物資の加工又は製造に自ら供すること。

四 仕入先の責に帰すべき事由により食用不適米穀となった場合において、当該食用不適米穀を仕入先に返品すること。

（食用不適米穀の譲渡時に講ずべき措置）

第八条 出荷販売事業者は、前条第二号の場合においては、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 食用不適米穀を保管しているときは、引き続き第六条各号に掲げる措置を講ずること。

二 譲渡しに際しては、食用への転用を防止するため、次のいずれかの措置を講ずること。

イ 魚粉（食用に供することができるものを除く。）と混合すること。

ロ 他の米穀と明確に区別できるよう、着色すること。

ハ 飼料を製造する工場その他の食用不適米穀を用いて食用に供しない物資の加工又は製造を行う施設について、その構造上、投入した原材料が加工又は製造の過程において通常取り出せないようになっ

ている場合において、当該施設の原材料投入口に当該食用不適米穀が投入されたことを確認すること。

三 食用不適米穀の譲渡先との契約において、次に掲げる事項を定めること。

イ 食用への転用の禁止

ロ 当該出荷販売事業者が行う当該食用不適米穀の使用状況の調査への協力その他の契約の履行を担保する措置

四 譲渡先における当該食用不適米穀の使用の状況を適宜確認すること。

（食用不適米穀を原材料とする物資の製造時に講ずべき措置）

第九条 出荷販売事業者は、第七条第三号の場合においては、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 食用不適米穀を保管しているときは、引き続き第六条各号に掲げる措置を講ずること。

二 食用不適米穀を原材料とする物資の加工又は製造及び販売に関する記録を作成し、保存すること。

第四章 関係法令の遵守のための体制整備

第十条 出荷販売事業者は、前二章に規定する遵守すべき事項の内容に基づく適正な業務の運営が確保されるよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 米穀の出荷又は販売の事業に従事する役員、従業員その他の者により、法、食品衛生法、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）その他の関係法令が遵守され、米穀の食品としての品質管理が適切に行われることとなるよう、必要な研修、教育その他の措置を講ずること。

二 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づいて適切な記録の作成、整理及び保存を行うとともに、食品衛生上の危害の発生、用途限定米穀の用途外への転用その他の事実が明らかとなった場合には、国又は地方公共団体の権限のある機関の求めに応じて、同法の規定に基づく記録を速やかに提示すること。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十七号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

ただし、第十条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報

の伝達に関する法律の施行の日（平成二十二年十月一日）から施行する。

（経過措置）

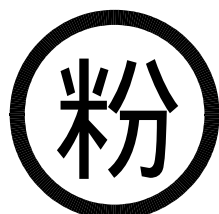
第二条 この省令の施行前に出荷又は販売をされた用途限定米穀については、第四条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、適用しない。

別記様式（第4条関係）

- （１）加工品の原材料として用いられる米穀（（２）、（３）及び加工品であって、その普及により米穀の新用途への利用が促進されるものの原材料として用いられるものを除く。）



- （２）米穀以外の穀物の加工品に代替して用いられる米穀粉の原材料として用いられる米穀



- （３）飼料の原材料として用いられる米穀



- （４）（１）から（３）までの米穀以外のもの
「輸出用」等その用途が明確に分かる表示

備考

- 1 大きさは、外円直径30～40ミリメートル、肉幅2～5ミリメートルとし、肉色は、青色又は緑色とする。
- 2 見やすい箇所への印刷、押印、シールの貼付その他の方法により、鮮明に付すものとする。